

岡山大学医学部医学科生が岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（博士課程）の科目等履修を行い、研究活動を実施する場合の申し合わせ

一部改正令和元年5月20日

岡山大学医学部医学科生が岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（博士課程）（以下「大学院」という。）の科目等履修（以下「Pre-ART」という。）を行い、研究活動を実施する場合に関する事項を、次のとおり申し合わせる。

1. Pre-ART生が研究活動を実施する場合（以下「学部研究活動」という。）は、指導を受ける教授を定めるとともに、入学願書とともに研究計画書（学生が「研究計画」を作成し、指導を受ける教授より「研究指導計画」を受けたもの）を提出するものとする。
2. 学部研究活動を行う学生は、「学研災付帯 学生生活総合保険」若しくはこれに準ずる保険に加入するものとする。
3. 学部研究活動成果を、論文として学術雑誌に投稿受理された場合の扱いは、次のとおりとする。

1) Pre-ART生は大学院入学後、当該論文を学位論文（主論文）として大学院の課程修了規程等に基づいて申請することができる。ただし、大学院における研究活動として以下の要件を満たしている必要がある。

- ・ 大学院における研究活動（要旨）
- ・ 大学院における研究成果による論文1編（参考論文、ただし筆頭著者に限る。）あるいは Thesis
- ・ 大学院における研究成果による学会発表2報（抄録）

なお、学部研究活動での指導を受ける教授と大学院の指導教授は同一が望ましい。異なる場合は、学部研究活動で指導を受けた教授を書類等に併記することができる。

2) 申請許諾の可否については、学務委員会医学系部会において個別に審議する。